



2月

生活排水対策推進月間

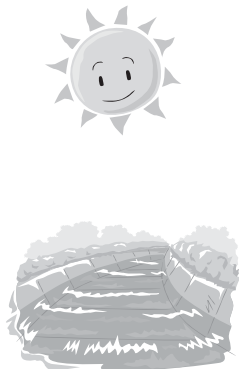
川などの水の汚れは、原因の約8割が日常生活から出る「生活排水」によるものです。その影響は、冬場に大きくなります。「食器や鍋の汚れはふき取ってから洗う」「油、食べ残しは流さない」の実践にご協力をお願いします。

また、下水道を利用できる地域では下水道への接続を、当面下水道の整備が見込まれない地域では合併処理浄化槽の設置をお願いします。

**問合先** 府環境管理室事業所指導課 (☎06・6210・9585)

Fax 06・6210・9584

※生活排水対策に関する大阪府ホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/sei-hai/>)



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は  
社会保険料控除の対象になります

問合先 国保年金課

平成29年中に支払った国民健康保険などの保険料は、平成30年度の市・府民税申告、平成29年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

申告時に平成29年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。

※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降に初めて保険料を納めた人は、2月上旬に送付される同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。

※過去の未納期間の保険料や免

除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。

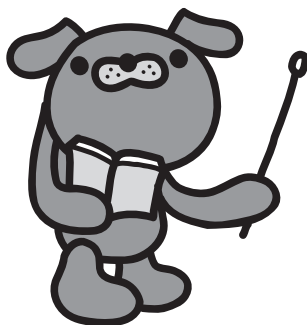
飼い犬登録の  
内容変更はありませんか？

次のような場合は、お知らせください。

- 飼い犬が亡くなった
- 飼い主の住所・氏名が変わった
- 犬の住所が変わった

※市外へ転出・市外の飼い主に変更となった場合は、鑑札を持って新しい市町村で手続きを行ってください。また、市外から転入された場合は、旧所在地で交付された鑑札を持って健康推進課で変更手続きをしてください。健康推進課での手続きには、犬の同伴はご遠慮ください（盲導犬・介助犬除く）。

問合先 健康推進課



市立小・中学校で土曜授業を実施

泉佐野市教育委員会では、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、開かれた学校づくりなどの一層の推進のため、毎月第4土曜日に授業を実施します。

対象 市立小・中学校  
実施日 毎月第4土曜日

(7月・8月・12月・3月除く)

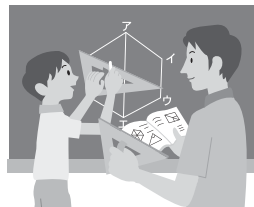
※始業時刻は原則平日と同じ。午前中3時間の授業を行います。給食はありません。

【平成30年度の実施日】

5月26日、6月23日、10月27日、1月26日、2月23日

※4月・9月・11月は三連休のため、授業はありません。

問合先 学校教育課



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)  
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港からの長距離便がますます充実!

昨年12月14日より、カンタス航空のシドニー線が週3便新規就航しています。カンタス航空は、オーストラリア最大の航空会社で、関西国際空港への就航は、2007年以来10年ぶりです。シドニーへの往復直行便は、開港以降初めての就航です。また、シンガポールを拠点とするLCCスワートによるホノルル線の運航が12月19日から、シンガポール線の運航が12月20日から新たに始まっています。6月に就航したエアアジアXに次いで2社目のLCC就航で、ハワイへのアクセスがますます便利になりました。この冬も、ぜひ関西国際空港をご利用ください。

■「KIXウインターフェスタ2017」開催中!

関西国際空港では、2月25日(日)まで「日本と世界をつなぐ和のあかり」をテーマに、折り鶴をモチーフとしたオリジナルのイルミネーションや日本の和柄をモダンにデザインした装飾が空港内を華やかに彩るほか、オリジナル招き猫の作成など、海外のお客様にも日本文化を気軽に体験いただけるイベントを開催しています。この冬は、みなさんお誘い合わせのうえ、ぜひ関西国際空港へお越しください。



## マイナンバーカード（個人番号カード）の休日交付

問合せ 市民課



マイナンバー

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付について、臨時で市民課窓口の休日開庁を行います。混み合うことがありますので、時間に余裕をもってお越しください。カードの受取は本人のみとなっています。また、暗証番号の設定（4回）が必要となりますので、事前に暗証番号を決めてご来庁ください。（返戻された通知カードの交付も行います。事情により平日・休日の市役所開庁時間に来られない時は、市民課までご相談ください。）

※15歳未満でも必ず本人が来庁してください。15歳未満または成年被後見人の人は、その法定代理人も同行してください。

日時・場所 2月25日(日) 午前9時～正午・市役所1階 市民課

持参する書類 ①市役所からの交付通知一式 ②通知カード  
③住民基本台帳カード（持っている人のみ） ④本人確認書類（\*）

### 【返戻された通知カードの受取について】

マイナンバーの通知カードは、平成27年10月5日現在の住民登録地に簡易書留で世帯分をまとめて郵送されていますが、郵便物の転送手続きをしていた人、不在により受け取れなかった人で郵便局の保管期間が経過した場合などは、市民課に返戻されています。返戻された通知カードは下記の書類を持参し市民課の窓口で受け取れます。

#### 持参する書類

- 本人が受け取る場合…本人の本人確認書類の原本（\*）
- 代理人が受け取る場合…下記の①～②（任意代理人の場合は①～③）のすべて

- ①本人の本人確認書類の原本（\*）
- ②代理人の本人確認書類の原本（\*）
- ③本人から通知カードを受け取る権限を委任することが明記されている委任状

（\*）本人確認書類…運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真付き公的証明書のうち1点。持っていない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類を2点（うち1点は健康保険証、年金手帳、医療受給者証のいずれか）を持参してください。

### 代理人による受取

本人が病気、身体の障害などのやむを得ない理由により、市役所に来ることが困難な場合に限り、代理人にカードの受取を委任できます。その場合、診断書・本人の障害者手帳・本人が施設などに入所している事実を証する書類を持参してください。（仕事・学業が多忙なため本人が来庁できないなどの理由は、やむを得ない理由には該当しません。）



▲マイナンバーカード見本

## コンビニ交付サービスの一時停止

メンテナンスのため、コンビニ交付サービスが一時停止します。ご理解ご協力をお願いします。

期間 ①2月9日(金) 午後3時～11時  
②2月17日(土)～18日(日)  
③2月23日(金) 午後6時～25日(日)

### サービスの再開予定

- ①2月10日(土) 午前6時30分～
- ②2月19日(月) 午前6時30分～
- ③2月26日(月) 午前6時30分～

停止内容 ④住民票の写し ⑤印鑑登録証明書 ⑥戸籍全部事項・個人事項証明書 ⑦戸籍の附票の写し ⑧個人の市・府民税所得（非）課税証明書

※③は④と⑦のみ停止

問合せ 市民課

## 2月7日は「北方領土の日」

北方領土返還要求運動へのご理解ご協力をお願いします。

問合せ 府 府政情報室 ☎06-6944-6007 Fax06-6944-8966



## 市民交流センターのお知らせ

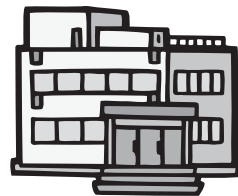
問合せ 人権推進課

### 【新設・移設】

4月1日(日)より、北部市民交流センター本館1階に北部公民館が新設され、名称が「北部市民交流センター・北部公民館」に変わります。また、南部市民交流センター青少年分館に青少年センター機能が移転し、名称が「青少年センター」に変わります。

### 【利用料金の改定】

4月1日(日)利用分より、各館の利用料金を改定しますのでご注意ください。詳しくは各館のホームページでご確認ください。



### 【指定管理者】

今年4月1日～平成35年3月31日（5年間）に管理運営する指定管理者の選定結果は次のとおりとなりました。

施設	指定管理者
北部市民交流センター・北部公民館	NPO法人 泉佐野市人権協会 鶴原地域協議会 NPO法人 おおさか若者就労支援機構 社会福祉法人 水平会 事業共同体
南部市民交流センター	NPO法人 あゆみ NPO法人 いきいきくらぶ 事業体

## 住宅用火災警報器は 家族の命を守る見張り番

住宅用火災警報器は、警報により火災を知らせ、逃げ遅れを防ぐ「あなたと家族」の命を守る見張り番です。火災予防条例によりすべての住宅への設置が義務づけられていますので、まだ設置されていない人は、今すぐ設置をお願いします。

**【維持管理】** せっかく取り付けても、正常に機能しなければ意味がありません。万が一の火災に備え、日ごろから点検と手入れをしましょう。説明書などに従い、表示された交換期限になれば、本体ごと交換してください。**【悪質な訪問販売にご注意を！】** 消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。住宅では、点検報告の義務もありません。不審に思えば、すぐに最寄りの消防署か消防本部に連絡してください。

**問合せ先** 泉州南広域消防本部  
予防課 (☎469・0119)



## 応急手当普及員再講習

応急手当普及員として既に認定されている人に、最新の情報や講習方法、指導方法などについて座学や実技を通して再確認していただく講習会です。

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。この再講習を受講することで、さらに3年間有効となります。

**日時** 2月23日(金)

午前9時～正午

**場所** 泉州南広域消防本部 5階研修室(りんくう往來北1番地の20)

**定員** 20人(先着順)

**対象** 次のすべてを満たす人

● 応急手当普及員として既に認定されている

● 当消防組合管内(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)に在住・在勤・在学している

● 自身の所属する事業所などで、当消防組合管内施設における応急手当の指導を行う目的である  
**申込・問合せ** 2月13日(火)～22日(休)の平日9時～午後5時30分に電話、FAXで泉州南広域消防本部警防部警備課(☎462・1080 Fax460・2119)へ

※受講無料

## 各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる場合は変更する場合があります。

### ◎法律相談【予約制】

月曜日(第2月曜日除く)、第2水曜日  
13:00～16:35  
市役所1階相談室(問合せ:人権推進課)

### ◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:00  
市役所1階相談室(問合せ:人権推進課)

### ◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室(問合せ:人権推進課)

### ◎人権擁護委員による人権相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室ほか(問合せ:人権推進課)

### ◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)

●月～金曜日 9:30～16:30  
人権推進課  
南部市民交流センター本館(☎466-6464)  
北部市民交流センター本館(☎464-5726)  
まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)  
公益社団法人 泉佐野市人権協会  
(☎458-7444)

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】  
申込・問合せ その週の月曜日までに人権推進課へ

### ◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00  
問合せ いずみさの女性センター  
(☎469-7125)

### ◎女性の悩みの相談(面接)【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせてください。夜間相談あり  
問合せ いずみさの女性センター  
(☎469-7125)

### ◎経営相談【予約制】

2月6日(火)・20日(火) 13:00～17:50  
消費生活センター  
(問合せ:まちの活性課 ☎469-3131)

### ◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30  
消費生活センター(☎469-2240)

### ◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター  
申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)  
受付 月～金曜日 10:00～16:00

### ◎行政書士相談【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室  
申込 大阪府行政書士会泉州支部  
(☎483-7373)

### ◎税務相談

第3水曜日(2・3月除く) 13:00～16:00  
市役所1階相談室(問合せ:税務課)

### ◎国保夜間納付相談

第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課

### ◎後期高齢者医療保険料納付相談

第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課

### ◎家庭児童相談(☎463-1937)

月～金曜日 9:00～17:00

### ◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)

月～金曜日 9:00～17:00

### ◎育児相談

●月～金曜日 9:00～16:00  
泉佐野すえひろ保育園(☎466-5826)

●月～金曜日 10:00～16:00  
地域子育て支援センター(☎469-3700)

### ◎子育て電話相談

鶴原保育園(☎463-0065)

月～金曜日 10:00～16:00

### ◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

### ◎教育相談

●さわやかルーム(☎463-5933)

月～金曜日 9:00～15:30

●シャイン(☎464-8750)

月～金曜日 10:15～15:30

### ◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～16:00  
社会福祉センター2階(問合せ:障害福祉総務課)

### ◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00  
社会福祉センター2階(問合せ:障害福祉総務課)

### ◎心配ごと相談

月曜日 13:00～16:00  
社会福祉センター2階  
(問合せ:社会福祉協議会 ☎464-2259)

### ◎高齢者相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階(問合せ:地域包括支援センター ☎464-2977 Fax462-5400)

### ◎障害者相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階  
(問合せ:基幹相談支援センター あいと ☎464-3830 Fax462-5400)

### ◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階  
(問合せ:泉佐野市権利擁護支援センター【社会福祉協議会内】☎464-2259 Fax462-5400)

### ◎赤ちゃん相談【予約制】

第3水曜日  
奇数月 9:30～12:00  
偶数月 13:30～16:00  
健診センター(問合せ:健康推進課)

### ◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00  
健診センター(問合せ:健康推進課)

### ◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日(祝日除く) 9:30～10:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(希望者には梅毒即日検査も実施・匿名可)  
第1・3月曜日(祝日除く) 13:00～14:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

### ◎風しん抗体検査【予約制】

第1・3月曜日(祝日除く) 10:00～11:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・認知症含む)【予約制】

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45  
泉佐野保健所(☎462-4600)

### ◎医療に関する相談

月～金曜日(祝日除く) 9:00～16:00  
泉佐野保健所(☎462-7701)

## 特産品相互取扱協定 自治体紹介

本市と特産品協定を締結している自治体を  
紹介します。 問合せ 農林水産課



### ⑮北海道登別市



▶平成29年1月23日、  
小笠原春一 登別市長  
(右)と協定を締結

#### 登別市の特産品



のぼりべつ牛乳



ホタテ燻



らんぼっけのたらこ



わさび漬



鬼イチオシ  
登別ブランド  
推進協議会推奨



ひょうたん飴



納豆



エゾシカ缶



地ビール

- 面積：212.21km<sup>2</sup>
- 人口：48,906人・24,903世帯 (平成29年11月30日現在)
- 市の花：菊 ●市の木：プラタナス

登別市は、昭和45年に登別町から、道内で30番目に市制を施行しました。多種多量の温泉が湧出することから「温泉のデパート」とも呼ばれる『登別温泉』と、北海道で最初の国民保養温泉地として指定された『カルルス温泉』の2つの温泉郷を有し、札幌市や新千歳空港から約1時間とアクセスの良さもあり、年間約400万人の観光客の来訪がある北海道を代表する観光都市です。

また、市内で水揚げされる海産物や北海道の中でもトップレベルの品質の牛乳など、豊富な食材からつくられる加工食品の中でも特に優れた商品である「登別ブランド推奨品」やご当地グルメ「登別閻魔やきそば」など、食のブランド化にも近年力を入れております。

登別市は、「住みつづきたい、住んでみたいと思える魅力あるまち」を目標にまちづくりに取り組んでいます。



- 面積：222.48km<sup>2</sup>
- 人口：35,757人・12,858世帯 (平成29年12月1日現在)
- 市の花：山百合 ●市の木：いちよう

行方市は、平成17年9月に麻生町・玉造町・北浦町が合併して誕生しました。茨城県南東部に位置し、県都水戸市から約40kmの距離にあります。東は北浦、西は霞ヶ浦という二つの広い湖に挟まれ、東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高30m前後の行方台地といわれる丘陵台地となっています。

農業が盛んで四季を通して60品目以上の様々な農産物が生産され、特にさつまいもは全国有数の生産量を誇っています。代表的な農産物として、さつまいもの他にもレンコン、みず菜、わさび菜、トマト、エシャレット、いちごなどがあり、平成23年度より市では6次産業推進室を設置し、地域資源の掘り起こし、ブランド化を推進しています。また、ご当地グルメとして鯨や豚などを使った「行方バーガー」が有名です。

行方市は、「市民が住み続けたい、市外の人々が住みたくなる、お客様が来たくなる感動と感謝のまちづくり・ひとづくり」を目指し、まちづくりに取り組んでいます。



### ⑯茨城県行方市

▶平成29年1月24日、  
鈴木周也 行方市長 (右)  
と協定を締結



#### 行方市の特産品



美明豚



レンコン



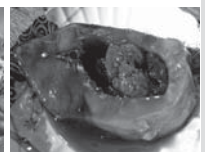
わかさぎ



ハム



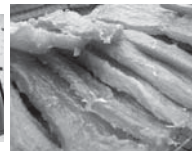
野菜



鯛の甘煮



さつまいも菓子



干し芋



芋焼酎

# 税

問合先 税務課

## 市・府民税の申告受付

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

(土・日曜日除く)

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時

場所 市役所 1階101会議室  
必要なもの

● 申告用紙(税務課に設置)

● 印鑑(認め印)

● 平成29年分の給与や公的年金等の源泉徴収票や収入のわかる書類

● 控除のための証明書や領収書、障害者手帳など

● 「番号確認」のための書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

● 「身元確認」のための書類(顔写真付きの身分証明書「運転免許証、パスポートなど」)の場合は1点。顔写真なしの身分証明書の場合は2点

※申告書を郵送する場合は、「番号確認」のための書類の写しと「身元確認」のための書類の写しを同封してください。マイナンバーの安全管理のため、郵送については、配達記録など、安

全措置を施した方法で郵送してください。

■ 公的年金等以外に収入がない人は、申告をする義務はありません。公的年金等の支払者に届けている以外で、次のような場合、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告してください。

● 扶養している親族があり、扶養控除が受けられる

● 健康保険料の支払いなどで社会保険料控除が受けられる

● 医療費控除・セルフメディケーション税制が受けられる(明細書の添付が必要です。詳しくは

広報1月号または税務課ホームページをご覧ください。)

■ 平成29年中に収入がなく税額が発生しない人でも、公営住宅の同居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なときは、申告が必要な場合があります。

■ 市・府民税申告書以外の資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書など)で、申告した所得以外の収入や扶養控除の対象者に要件を超える収入が確認された場合など、申告時の想定税額と実際の税額

が異なる場合があります。

※詳しくは、税務課ホームページをご覧ください。

## 軽自動車税

### 廃車手続きは

3月30日までに

原動機付自転車・二輪・軽二輪・軽四輪などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者(使用者)に課税されます。4月2日以降に廃車手続きをした場合、平成30年度は課税されることになりませんので注意してください。(月割課税制度はありません。)

使用しなくなった車両や、他の人に譲渡した車両、スクラップや盗難などで所有しなくなった車両は、3月30日(金)までに廃車などの届出をしてください。また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更手続きもしてください。

※廃車手続きをする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

## 問合先

● 原動機付自転車(125CCまで)、小型特殊自動車(フオーワリフトなど)、ミニカー…税務課  
● 軽二輪・二輪の小型自動車…

和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地 ☎050・5540・2060)

● 軽四輪・軽三輪自動車…軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所(和泉市伏屋町1丁目13番3号 ☎050・3816・1842)

## 税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署 ☎462・3471

## 平成29年分

### 所得税等の確定申告

#### 【税務署の申告会場】

日時 2月16日(金)～3月15日(木)  
(土・日曜日除く) 午前9時～午後4時

※確定申告期間中は、多くの人が来署され、駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関を利用してください。

#### 【還付申告会場】

開設期間中の平日は、給与所得者や年金受給者の還付申告相談や申告書の提出ができます。

日時 2月3日(土)～14日(水)

午前10時～午後3時

場所 イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール

※2月3日(土)・4日(日)・10日(土)

12日(休)は近畿税理士会泉佐野支部主催で、還付申告相談のほか、事業所得や譲渡所得のある人、贈与税の申告相談ができます(申告書の提出はできません)。

## 【岸和田・泉佐野税務署の

合同申告書作成会場】

日時 2月18日(日)・25日(日)

午前9時～午後4時

場所 岸和田税務署(岸和田市土生町2丁目28番1号)

※各会場とも混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。



## 近畿運輸局からのお知らせ

### ～自動車の登録手続きはお早めに～

自動車の登録手続きは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所で行うこととなっています。3月下旬は窓口が大変混雑しますので、3月中旬までに済ませてください。

登録手続き自動音声案内(24時間対応)・問合先 和泉自動車検査登録事務所(☎050-5540-2060) ※複雑な事例などは、オペレーターが対応(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)します。